

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第2条関係

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条項の改正に伴い、所要の文言整理を行う。

(2) 別表第2関係

ア 生活保護法の改正に伴い、「進学準備給付金」から「進学・就職準備給付金」への名称変更を行う。

イ 児童手当法の改正に伴い、児童手当の特例給付の廃止に係る、文言削除を行う。

ウ 戸籍法の改正に伴い、ひとり親家庭等の医療費助成の手続きにおいて、戸籍関係情報を個人番号による情報照会が可能となったため、利用する特定個人情報に戸籍関係情報を追加する。

3 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の1の項の改正規定（「又は特例給付の支給」を削る部分を除く。）及び同表の4の項の改正規定

公布の日

- (2) 別表第2の1の項の改正規定（「又は特例給付の支給」を削る部分に限る。）

令和6年10月1日